

京都市中小事業者の 省エネリノベーション支援事業補助金 (令和8年度7月補正予算事業)

交付申請 入力・記載例

令和8年8月31日 第1版

留意事項

● 本事業の実施における留意事項

本補助金の交付を申請する事業者の皆様には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」及び「交付規程」をご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで、手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

● 申請の留意事項

ア 主な内容について

- ・ 申請等は、事務局が書類の不足等がないことを確認した時点で受け付けたものとみなします。電子申請フォームのステータスで確認ください。
- ・ 申請窓口において、申請書類等の写しの交付や返却は行いませんので、控えはご自身でご用意ください。
- ・ 提出書類は、本事業に必要となる一連の業務のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ・ 補助対象工事の契約及び着工は、必ず交付決定通知日以降に実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。
- ・ 申請手続き後に交付申請額に変更が生じる場合は、原則として、工事着工前に必ず変更の手続きを行ってください。（軽微な変更を除く。）
- ・ 工事の中止・廃止をするときは、廃止申請の手続きを行ってください。
- ・ 工事内容の確認のため、現場検査を実施することがあります。
- ・ 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

イ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の1つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上（選定しない方の事業者が作成したものを含む。）から取得する必要があります。

※見積書の取得に当たっては、宛名（申請者名）、発行日（交付申請前の日付）が明記された見積書を事業者から取得してください

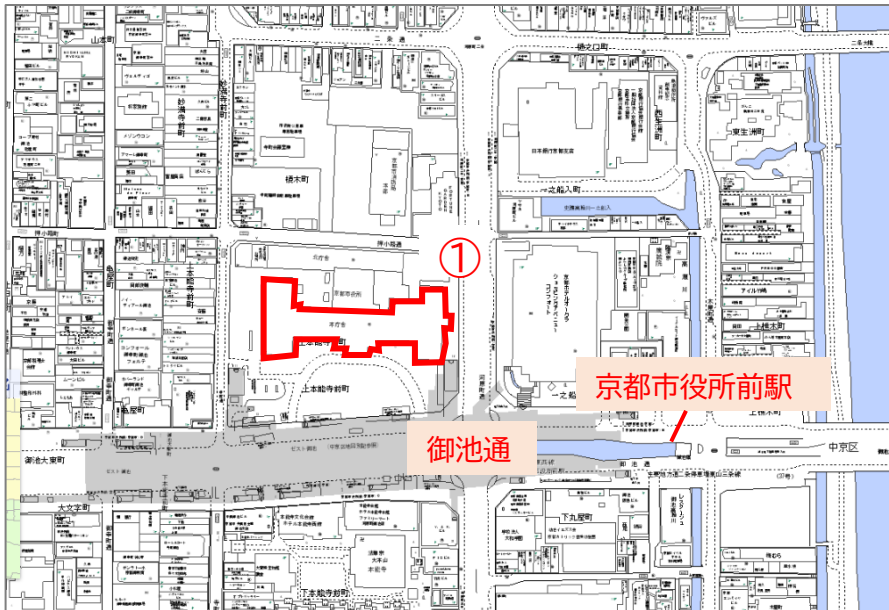
ウ 写真の撮影について

補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影を忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め必要な写真をご撮影ください。

交付申請

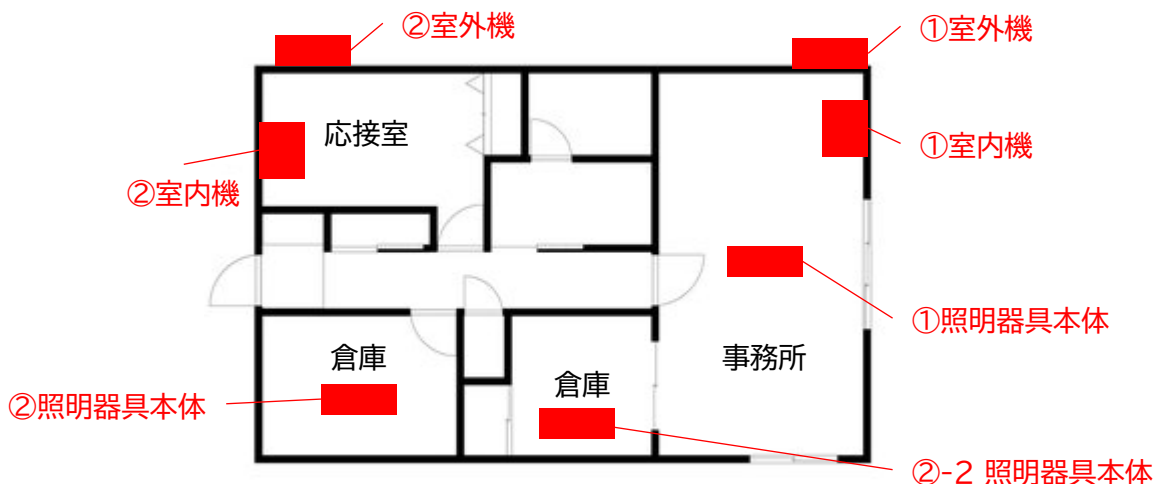
事業所等の位置図(任意様式)、 補助対象工事を行う部屋及び設置箇所がわかる平面図

事業所等の位置図(任意様式)



補助対象を設置する事業所等の場所がわかるよう、その周辺を示した地図の写しを提出してください。
 ※周辺の主要な道路名や最寄り駅名など、**場所を特定しやすい目印が分かるように記載してください。**
 ※複数事業所で事業を実施する場合、事業を実施する場所すべての事業所の位置図を提出してください。

補助対象工事を行う部屋及び設置箇所がわかる平面図(任意様式)



事業所等の間取り及び補助対象設備の設置箇所がわかる平面図を提出してください。
 ※複数の設備を設置する場合は、**機器表に記載する番号等と対応させて、わかりやすく整理してください。**
 ※**階数・室用途・機器表番号**を記載してください(型番は不要です)。
 ※**照明のLED設置位置は全台数へ番号を記載してください。**
 (例 機器表 No.①(3台)の場合 ①-1、①-2、①-3)

見積書(任意様式)

見積書(任意様式)

<見積書の取得について>

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。その手法の 1 つとして、原則、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。

※補助対象経費は原則、補助対象設備ごとに安いかどうかの比較を行います。そのため、補助対象設備ごとの補助対象経費の金額が分かる見積書を2者以上(選定しない方の事業者が作成したものを含む。)から取得する必要があります。

見積書

株式会社●●●御中

見積日 2026 年 8 月 1 日

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

件 名 空調設備、照明器具更新

納 期 2026/8/1

支払条件 月末締翌月末払

有効期限 90 日

株式会社▲▲▲

〒123-4567

京都府京都市●区▲町 1-1

TEL : 075-123-4567

担当 : 京都 太郎

合計 710,000 円 (税別)

摘要	数量	単位	単価	税率	金額
補助対象経費					
空調設備 型番●●●●●	2	台	250,000	10%	500,000
照明器具 型番●●●●●	10	台	10,000	10%	100,000
照明器具 型番●●●●●	5	台	20,000	10%	100,000
補助対象外経費					
メンテナンス費用	1	式	10,000	10%	10,000

小計 710,000
消費税 71,000
合計 781,000

※は軽減税率対象

税率別内訳	税抜金額	消費税額
10%対象	710,000	71,000
軽減8%対象	0	0
0%対象	0	0

備考

- ☐ 同条件で 2 者以上の見積書を取得している
- ☐ 宛名(申請者名と一致)、発行日(作成日)が明記されている
- ☐ 補助対象経費と補助対象外経費の別が分かる
- ☐ 見積の項目は補助対象設備ごとに分けて記載している
- ☐ 複数の事業所等を申請される場合は、事業所等ごとに見積の項目を分けて記載している
- ☐ 補助対象設備ごとに、補助対象経費の合計が分かるように記載している

機器表(様式データ)

※様式の指定がございます。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロード下さい。

【機器表】空調設備

【機器表】空調設備

要件と注意事項を必ず確認いただき、黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。
※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と平面図や設備写真を対応させて、わかりやすく整理してください。
＜補助対象となる事業と要件＞
対象施設に設置するもので、更新対象の既存機器の製造年が2014年以前の設備であること。
導入機器の製造年が2025年以降の設備であること。
（電気式空調機からガス式空調機への更新はCO2排出量増のおそれがあるため対象外です）
＜注意事項＞
・交付申請時には、既存機器の製造年が2014年以前の設備である事を証明する根拠資料が必要です。
・実績報告時には、導入設備の製造年が2025年以降である事を証明する根拠資料が必要です。
※製造年が分からない場合は、設置時の納入仕様書、取扱説明書、または、室内機・室外機に型番が記載されているかと思いますが、インターネットで調べていただくか、メーカーに問合せをしてください。
・機種・型番を記載する際は、カタログや仕様書、見積書と一致させてください。型番はセット型番で記載してください。（セット型番が不明な場合は室内機/室外機それぞれで可）
・設置場所が複数階にわたる場合は階数/室名を記載し平面図と一致させてください。（例：1階事務室・2階会議室）
・定格能力や定格消費電力については、60Hzの値を記載してください。

記入箇所															
機器表 番号 (No.)	室名	機種・型番	製造年	台数	既設				機種・型番	製造年	台数	新設			
					冷房		暖房					冷房		暖房	
					定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)	定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)				定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)	定格能力 (kW/台)	定格消費電力 (kW/台)
例	1階事務室	AO050000	2010	1	5.10	1.83	6.30	1.75	BO050000	2025	1	5.60	1.72	6.70	1.58
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

例にならって、導入する空調設備すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。
補助対象事業は、更新前機器の製造が2014年製以前の設備で、更新後設備の製造が2025年製以後の設備であることです。
定格能力、定格消費電力はカタログや銘板にある数値を記載してください。
※複数の設備を更新する場合は、機器表に記載する番号と平面図や事業着手前の写真等を対応させ、わかりやすく整理してください。
※機器表の室名を平面図の表記と一致させてください。施設が複数階にわたる場合は、「階数/室名」を記載してください。

【機器表】照明機器

【機器表】照明機器

要件と注意事項を必ず確認いただき、黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。
※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と平面図や設備写真を対応させて、わかりやすく整理してください。
＜補助対象となる事業と要件＞
対象施設に設置するもので、更新対象の既存機器が非LED照明器具であること。
導入機器がLED照明器具であること。
（電球の交換のみやバイパス工事は補助対象外です。）
＜注意事項＞
・消費電力は銘板記載の本体消費電力を記載してください。（ランプの消費電力ではございません）

記入箇所										
機器表 番号 (No.)	室名	既設(非LED照明機器)				新設(LED照明機器)				
		照明器具メーカー	機種・型番	台数	消費電力 (W/台)	光源種別	照明器具メーカー	機種・型番	台数	消費電力 (W/台)
例	応接室	〇〇電気	AA-I 2348-BC	10	20.00	非LED	◇◇電機	LED-I 234	10	20.00
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

例にならって、導入する照明機器すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。
補助対象事業は、更新前機器が非LED照明器具、更新後機器がLED照明器具であることです。
※複数の設備を更新する場合は、機器表に記載する番号と平面図や事業着手前の写真等を対応させ、わかりやすく整理してください。
機器表の室名を平面図の表記と一致させてください。施設が複数階にわたる場合は、「階数/室名」を記載してください。

機器表(様式データ)

※様式の指定がございます。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロード下さい。

【機器表】給湯設備

【機器表】給湯設備

要件と注意事項を必ず確認いただき、黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。
※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と平面図や設備写真を対応させて、わかりやすく整理してください。
<補助対象となる事業と要件>
対象施設に設置するもので、導入機器の製造年が2025年以降であり、燃料転換（電化又は重油からガスなどCO2削減に資するものに限る。）となるもの。
<注意事項>
・実績報告時には、導入設備の製造年が2025年以降であることを証明する根拠資料が必要です。
※製造年が分からない場合は、設置時の納入仕様書、取扱説明書、または、給湯器本体に型番が記載されているかと思いますので、インターネットで調べていただくか、メーカーに問合せをしてください。

機器表 番号 (No.)	既設				新設				
	給湯設備メーカー	機種・型番	台数	燃料種	給湯設備メーカー	機種・型番	製造年	台数	燃料種
例	〇〇電機	AA-12348	1	都市ガス・プロパンガス	◇◇電機	BB-3456	2025	1	電気
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

例にならって、導入する給湯設備すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。
補助対象事業は、手引きの燃料転換表に該当する更新で、更新後設備は2025年製以後の設備です。

【機器表】冷凍冷蔵設備

【機器表】冷凍冷蔵設備

要件と注意事項を必ず確認いただき、黄色のセルに、導入前後の型番や性能を記載してください。
※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と平面図や設備写真を対応させて、わかりやすく整理してください。
<補助対象となる事業と要件>
・更新対象の既存機器の製造年が業務用冷凍冷蔵庫であれば2015年、冷凍冷蔵ショーケースであれば2019年以前の設備であること。
・導入機器が経済産業省資源エネルギー庁の「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」において、一般社団法人環境共創イニシアチブが公表する補助対象設備（指定設備）一覧に記載されている設備であること。
<注意事項>
・指定設備については、本事業のホームページ(<https://j-1ppf2.jp/kyoto-chusho-eco/>)からも確認いただけます。

機器表 番号 (No.)	既設							新設						
	設備種別	冷凍冷蔵設備メーカー	機種・型番	定格内容積 (L)	製造年	台数	消費電力 (W/台)	設備種別	冷凍冷蔵設備メーカー	機種・型番	定格内容積 (L)	指定設備への 該当有無	台数	消費電力 (W/台)
例	業務用冷凍冷蔵庫	〇〇電機	AA-12348	856	2015	1	227.0	業務用冷凍冷蔵庫	◇◇電機	BB-3456	819	該当	1	212.0
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

例にならって、導入する冷凍冷蔵設備すべてについて、記載してください。記入必須箇所は黄色のセルです。
補助対象事業は、2015年以前に製造された冷凍・冷蔵庫（冷凍・冷蔵ショーケースにあっては2019年以前に製造されたもの）が対象で、更新後設備は省エネ型の指定設備です。
※指定設備においては、以下のURLよりご確認いただけます。
<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/maker?tab=maker&category=refrigeration>
また、HP内、資料のダウンロード箇所にも一覧のCSVを掲載しております。

導入設備の仕様が分かるカタログ等の写し

カタログ等の写し

新設No.1

容量・型名（相当馬力）		160型（6）	224型（8）	280型（10）
室外ユニット型式		A-01-B	C-02-D	E-03-F
電源仕様			三相200V	
定格冷房標準能力〔最大（）kW〕		14.0[16.0]	20.0[22.4]	25.0[28.0]
定格暖房標準能力〔最大（）kW〕		16.0[18.0]	22.4[25.0]	28.0[31.5]
最大暖房低温能力（kW）		14.7	20	24
外形寸法W×D×H（mm）		950×370×1,140	950×37	0×1,380
消費電力	冷房（kW）	4.15	4.95	8.06
	暖房（kW）	3.8	4.92	7.08
運転電流	冷房（A）	12.9	15.4	24.8
	暖房（A）	11.8	15.3	21.7
力率	冷房（％）	91	95	93
	暖房（％）	91	95	93
始動電流（A）		－	－	－
APF2015（通年エネルギー消費効率）		6	6.2	5.7
圧縮機	電動機出力（kW）	3.855	4.25	6.7
送風機	定格風量（冷房-暖房〔〕m ³ /min〕	82.5-86.5	140.0-140.0	147.0-147.0

補助対象設備の型番や性能等、機器の導入前後が比較できるものを提出してください。

※対象設備の機器が分かりやすいように赤枠で囲うなどしてください。

※機器表番号を記載し(例 新設No. 1)機器標準に並べて全機器分を1ファイルにまとめてください。

補助対象事業着工前の写真

※P10 でご案内の「写真台帳」の活用を推奨しております。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロード下さい。

補助対象事業着工前の写真

以下の内容を含めた導入前の設置状況と製品型番がわかる写真を提出してください。

【空調設備】□型番 □室内機本体 □室外機本体

【照明機器】□型番 □照明器具本体

【給湯設備】□型番 □給湯機本体

【冷凍冷蔵設備】□型番 □冷凍冷蔵設備本体

※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号と対応させて、機器表番号順に作成してください。

※既設機器が劣化の場合、判読不明写真を提出してください。

※何らかの理由で写真の提出が不可能な場合、理由を記載し、実績報告時には必ず提出してください。

※照明については、全台数分の本体写真が必要な為、写真1枚に複数台数撮影可能です。

【空調設備】

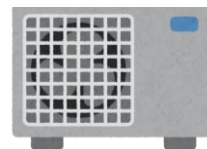
室内機本体(イメージ)



室内機銘板(イメージ)

□□ルームエアコン			
型名	ABCDE123	製造年	2014年
製造番号	123456789	冷房	5.6kW
定格能力		暖房	6.7kW
定格消費電力	1.720kW	1.580kW	
通年エネルギー消費効率	6.3		

室外機本体(イメージ)



室外機銘板(イメージ)

□□ルームエアコン	
型名	FGHIJ456
製造番号	456789123
圧縮機出力	1.50kW
◇◇◇◇株式会社	

【照明機器】

照明機器本体(イメージ)

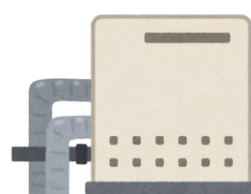


照明機器銘板(イメージ)

●●電機
蛍光灯
2015年製
型番 X001

【給湯設備】

給湯機本体(イメージ)

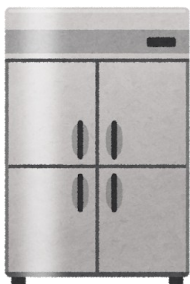


給湯機銘板(イメージ)

□□給湯器	
製品名	123ABCD
型式	FGHIJ456
製造年	2015年
製造番号	4567-89123
エネルギー消費効率	93.0%
◇◇◇◇株式会社	

【冷凍冷蔵設備】

冷凍冷蔵設備本体(イメージ)



冷凍冷蔵設備銘板(イメージ)

冷凍冷蔵設備			
型番	●●●●●●	製造番号	●●●●●●
電源	三相 200V 50/60Hz	設置年月	20●●年●●月
消費電力	●●● kW	製品質量	●●● kg
運転電流	●●● A	冷媒	R404A
始動電流	●●● A	冷媒封入量	●● kg
圧縮機出力	●●● kW	設計圧力	高圧側: ●● MPa 低圧側: ●● MPa
庫内温度範囲	冷蔵: -●℃～●℃ / 冷凍: -●℃～●℃		
外形寸法	W ●●●●×D ●●●●×H ●●●● mm		
製造元	●●●●●●株式会社		

銘板等にて確認いただくことになりますが、破損等でわからない場合は 販売店・設備会社にご相談ください。なお、専門家に見ていただいても不明な場合は、設置年における一般的な機器と同等とし、その旨を記載して申請してください。ただし、その場合、一般的な機器とした根拠資料の提出を求めることがあります

※提出書類が多い場合に、活用を推奨しております。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロード下さい。

写真台帳の利用方法

交付申請時と、実績報告時で同一台紙を提出いただいて構いません。
交付申請時の撤去前設備の写真に、実績報告時の設置後写真を追加して提出ください。
容量が重く添付が出来ない場合は、ファイルを訳、ファイル名に番号を加えて添付してください。

補助対象設備ごとの台帳があります。申請される設備のシートをご利用ください。
複数の補助対象設備を申請する場合、設備ごとにスライドをまとめて整理ください。

詳細の記入例は、フォーマットに記載のこちらをご確認ください。

The screenshot shows a multi-page form for recording equipment photos. It includes sections for 'Before Removal' and 'After Installation' photos, both for indoor and outdoor units. Annotations highlight the following:

- 補助対象設備名** (Subsidized Equipment Name): A red box points to the '空調設備' (Air Conditioning Equipment) entry.
- 平面図・機器表と対応させ、分かりやすく整理し記載ください。** (Correspond to the floor plan/equipment table and organize/record clearly): A red box points to the equipment table section.
- 更新前後で比較できるように、同一設置場所の設備の写真を並べてください。** (To compare before and after updates, please arrange photos of equipment at the same installation location side-by-side): A red box points to the side-by-side photo layout.
- 横にスクロールする事ができます。** (You can scroll horizontally): A red box points to the horizontal scroll bar at the bottom of the photo grid.
- 記入例** (Recording Example): A separate box on the right shows a completed example for '空調設備' (Air Conditioning Equipment) with fields for '平面図上の番号' (Number on floor plan), '機器表の番号' (Equipment table number), and '機器表の室名' (Room name on equipment table).
- 【留意事項】** (Notes): A list of instructions including:
 - 申請の手引、記入例を確認のうえご記入ください。
 - 複数の補助対象設備で申請する場合、設備ごとに提出してください。
 - 提出写真の枚数がフォーマットを超える場合はご利用ください。
 - 更新前後で比較できるように、同一設置場所の設備の写真を並べてください。
 - 提出いただく写真は銘板等の記載が読み取れるようにご確認ください。
 - 交付申請時と実績報告時で同一台紙を提出した場合、実績報告時には交付申請時にご提出（撤去前設備の写真）に、設置後写真を追加し、容量が大きく添付ができない場合はファイルを番号を加えて添付してください。

画像の挿入方法

This close-up shows the '撤去前写真（銘板）' (Before Removal Photo (Nameplate)) section. It highlights the '画像の挿入（塗りつぶし）' (Insert Image (Fill)) button. A dropdown menu is open, showing options: 'デバイスから' (From device), 'Web 検索' (Web search), 'ストック画像' (Stock images), 'ブランドイメージ' (Brand image), 'アイコン' (Icon), and 'クリップボードから' (From clipboard).

赤字の写真種別と異なる写真を挿入した場合は、下の入力欄へ挿入した写真種別の名称を入力してください。

画像の挿入(塗りつぶし)をクリックするとダウンロードしている画像を挿入する事ができます。

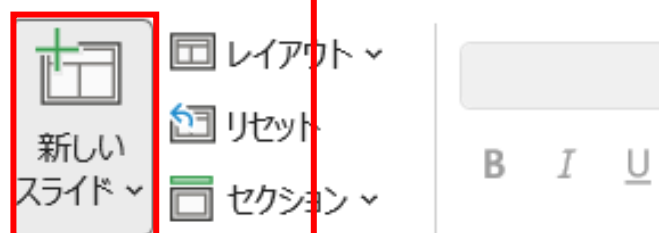
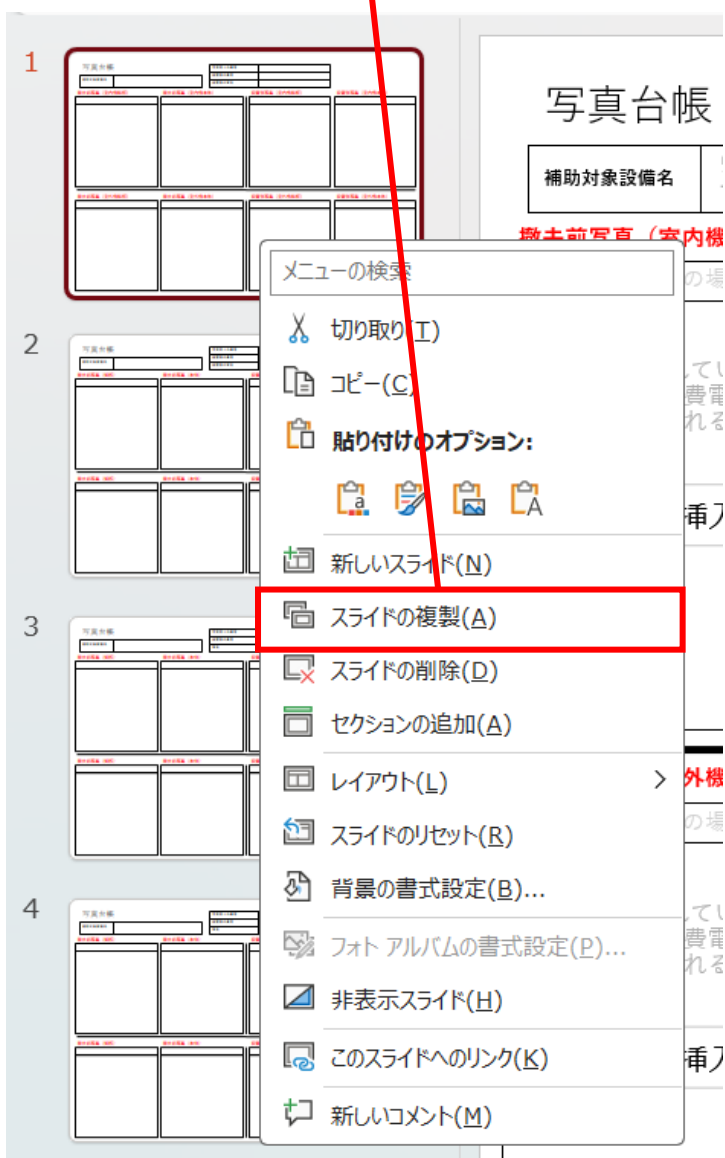
※提出書類が多い場合に、活用を推奨しております。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロード下さい。

写真台帳の複製方法

提出写真の枚数がフォーマットを超える場合は、スライドを追加してご利用ください。

方法①複製したいスライドを右クリック
→スライドの複製をクリックして複製

方法②「ホーム」タブの「新しいスライド」から
複製したいスライドを選択



- 選択したスライドの複製(D)
- アウトラインからスライド(L)...
- スライドの再利用(R)...

新規申請の開始

交付申請を開始する場合は、事務局ホームページ<https://j-lppf2.jp/kyoto-chusho-eco/> をご覧ください。交付申請の事業概要・規程・補助金の執行状況等をよくご確認の上、「新規申請フォーム」より申請してください。

事務局ホームページ

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）



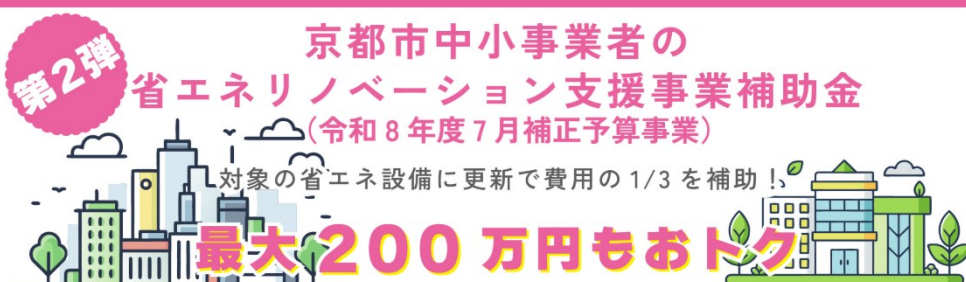
事業概要

補助金の執行状況

申請

資料のダウンロード

よくあるご質問



新着情報

2026/08/21 **新着** **重要** 令和8年度7月補正予算事業のホームページが公開されました！

申請中に申請データを一時保存することはできません。申請時は最後まで入力いただき、「回答」ボタンを押して申請が完了したことを確認してください。
またページを更新したり、閉じたりしてしまうと入力内容が消えてしまい、初めから入力が必要となります。操作に注意しながら申請を進めてください。
申請途中のデータは事務局でも確認ができませんので、予めご了承ください。

事業概要

事業目的

中東情勢等に起因する物価高騰の影響を受ける市内の中小事業者等を対象に、省エネ設備の導入に係る経費の一部を補助することで、中小事業者等の光熱費の負担軽減とあわせて、CO2排出量の削減を促進することを目的として、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付を実施します。

新規申請フォーム

マイページ

マイページ
(令和8年3月までの申請の方)

「新規申請フォーム」から新規申請が可能です。

申請済の申請内容・状況の確認や、不備の修正は「マイページ」から可能です。
詳細は「申請状況の確認・不備対応の方法」をご参照ください。

【交付申請】新規申請(連絡先情報)

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）



必須項目



任意項目

必ずご確認ください

受付は先着順です。

申請書が事務局に到着した時刻をもって順序を決定しますので、ご注意ください。

上限到達後に申請フォームを送信された場合は補助対象外となります。

受付終了後は、いかなる理由においても申請を受け付けることはできませんので、予めご了承ください。

ホームページに掲載している補助金の執行状況は概算であり、補助金の交付を保証するものではありません。



同意しました。

上記「必ずご確認ください」を読んでいただき、同意いただける場合、チェックをつけてください。

交付申請フォーム

必須 申請日

2026 - 08 - 28

申請日は自動で今日の日付が入ります。
※編集はできません。

申請者からの申し送り事項

申請内容に補足等有る場合は、お知らせください。

下へ引き延ばすと自由記述欄が拡張します。

申請内容に補足有る場合は、お知らせください。

連絡先情報

こちらのメールアドレス宛に申請状況の確認リンクや
交付決定通知/交付額決定通知を送付いたします。
また申請状況を確認するにはメールアドレスでのログインが必要です。

こちらの登録先にご連絡いたします。手続きを委任する場合は、委任先の情報をご登録ください。

※連絡先は1か所のみ設定可能です。

必須 連絡先_担当者氏名

中小 太郎

必須 連絡先_メールアドレス

kyoto-chusho-eco@bsec.jp

必須 連絡先_電話番号

075-123-4567

審査内容についてご連絡する場合があります。繋がりのやすい電話番号

原則、メールでご連絡いたしますが、お電話でご連絡させていただく場合がございます。
繋がりのやすい電話番号を登録してください。

【交付申請】新規申請(申請者情報)

申請者情報

☐ 必須項目 ☐ 任意項目

必須 申請者_事業者名・自治会等名

株式会社 京都市テスト

必須 申請者_事業者名・自治会等名_ふりがな

かぶしきがいしゃきょうとしてすと

必須 申請者_所在地_郵便番号

6 0 0 - 8 0 2 3

郵便番号から自動で入力されるため、適宜修正してください。

必須 申請者_所在地

京都府京都市下京区富永町

本社・本店所在地を登録してください。(契約者となる事業所の所在地を登録してください。)

必須 申請者_番地

338

申請者_建物名

京阪四条河原町ビル7階

必須 申請者_電話番号

075-123-4567

事業所の固定番号推奨/ハイフンありで登録してください。/固定

ビルやテナント等建物内にある場合、建物名や階数、部屋番号を入力ください。

- ・無しの場合でも数字(0以上の自然数)のみ入力ください。
- ・自治会等は0で構いません。

事業所の固定番号を推奨しています。

必須 申請者_資本金または出資金の額

5,000,000

千円

例) 500万円の場合、「5,000千円」と登録ください。/

必須 申請者_従業員数

50

人

本社・支店・営業所等を含めた総人数を登録ください。

/自治会等は「0」で構いません。

単位にご注意ください。
500万円の場合、「5,000千円」となります。

本社・支店・営業所を含めた総人数を登録ください。

申請者_補助対象者の区分

中小企業者

プルダウンの選択肢からお選びください。

必須 申請者_業種

小売業

必須 業種(具体的に記載してください)

飲食店

中小企業者の場合、左項目で選択された業種について、具体的な業種を記載ください。

必須 申請者_住所

京都市 テスト

必須 申請者_電話番号

090-1234-5678

ハイフンありで登録してください。なお固定電話の場合、市外局番

必須 申請者_担当者メールアドレス

kyoto-chusho-eco@bsec.jp

前頁の連絡先と同じ場合、同じ電話番号、メールアドレスを入力してください。
委任等で連絡先情報と違う場合、申請者(委任元)の電話番号、メールアドレスを入力してください。

【交付申請】新規申請(設置場所情報)



必須項目



任意項目

本事業を実施する場所すべてを入力ください。
補助対象者が所有する市内の複数の事業所での事業を申請する場合、
申請は一括で行っていただく必要があります。

設置場所情報

申請者情報同様の場合、チェックを入れて
いただくと、記入欄が省略されます。



申請者情報と同様

必須 設置場所_事業所名・集会所名

京都市 テスト

必須 設置場所_所在地_郵便番号

郵便番号はハイフンなしで7桁の数字のみ入力ください。

6 0 0 - 8 0 2 3

必須 設置場所_所在地

京都府京都市下京区富永町

必須 設置場所_番地

76

設置場所_建物名

京阪四条河原町ビル7階

設置場所が複数ある場合、チェックを入れてください。
以下の項目は入力必須となります。



設置場所が複数ある場合

設置場所が2か所以上の場合、一で削除することができます。
設置場所が1か所の場合、このボタンは機能しません。

設置場所_事業所名・集会所名 *	設置場所_所在地_郵便番号 *	設置場所_所在地 *	設
− 京都市 テスト	6 0 0 - 8 0 2 3	京都府京都市下京区富永町 河原町	



スクロールにて横に移動することができます。

設置場所を2か所以上にしたい場合、
＋で設置場所を増やすことができます。

【交付申請】新規申請(設備情報 1-1)

設備情報

設備の導入について入力ください。
複数事業所で設備を導入する場合、すべての設備の必要書類を添付してください。
導入しない場合、該当の設備の「導入しない」を選択してください。
(設備を導入しない場合、資料の添付は不要です。)

空調設備

必須 導入設備_空調設備

☒ 導入 ☐ 導入しない

『空調設備』を
導入するか導入しないかを選択ください。
導入する場合、導入設備に応じた必要書類を添付してください。

必須 機器表

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。xlsxファイルのみアップロード可能。

必須 仕様のわかるカタログ等の写し

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

ファイルは複数添付可能です。
提出書類が多い場合には、「写真台帳」の活用を推奨しております。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロードください。
※詳細はP10、11をご確認ください。

必須 導入前写真_型番

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

必須 導入前写真_室内機

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

必須 導入前写真_室外機

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

照明機器

必須 導入設備_照明機器

☒ 導入 ☐ 導入しない

『照明機器』を
導入するか導入しないかを選択ください。
導入する場合、導入設備に応じた必要書類を添付してください。

必須 機器表

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。xlsxファイルのみアップロード可能。

必須 仕様のわかるカタログ等の写し

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

ファイルは複数添付可能です。
提出書類が多い場合には、「写真台帳」の活用を推奨しております。HP内、資料のダウンロード箇所よりダウンロードください。
※詳細はP10、11をご確認ください。

必須 導入前写真_型番

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

必須 導入前写真_照明器具本体

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

【交付申請】新規申請(設備情報 1-2)

給湯設備

必須 導入設備_給湯設備

☒ 導入 ☐ 導入しない

『給湯設備』を
導入するか導入しないかを選択ください。
導入する場合、導入設備に応じた必要書類
を添付してください。

必須 機器表

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。xlsxファイル
のみアップロード可能。

必須 仕様のわかるカタログ等の写し

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

ファイルは複数添付可能です。
提出書類が多い場合には、「写真台帳」の
活用を推奨しております。HP内、資料のダ
ウンロード箇所よりダウンロードください。
※詳細はP10、11をご確認ください。

必須 導入前写真_型番

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg /
jpeg / png / heicファイルのみアップロード
可能。

必須 導入前写真_給湯機本体

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

冷凍冷蔵設備

必須 導入設備_冷凍冷蔵設備

☒ 導入 ☐ 導入しない

『冷凍冷蔵設備』を
導入するか導入しないかを選択ください。
導入する場合、導入設備に応じた必要書類
を添付してください。

必須 機器表

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。xlsxファイル
のみアップロード可能。

必須 仕様のわかるカタログ等の写し

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。

ファイルは複数添付可能です。
提出書類が多い場合には、「写真台帳」の
活用を推奨しております。HP内、資料のダ
ウンロード箇所よりダウンロードください。
※詳細はP10、11をご確認ください。

必須 導入前写真_型番

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg /
jpeg / png / heicファイルのみアップロード
可能。

必須 導入前写真_冷凍冷蔵設備本体

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf / jpg / jpeg / png / heicファイルのみアップロード可能。

【交付申請】新規申請(補助金交付申請額、添付資料)

補助金交付申請額

必須 補助対象経費合計（税抜価格）

1,000,000

円

補助対象外経費を除いた補助対象経費の合計額を入力してください。
複数設備を導入する場合、すべての事業(設備)の補助対象額の合計額を入力してください。

補助金交付申請額

333,000

円

自動算出されます。
審査によって補助金交付額が変動する場合があります。

※補助対象経費（税抜価格）×1/3で自動算出されています。（千円未満切り捨て）

※上記事業に直接関係のない工事等の経費が計上されていることが判明した場合、補助金の全額返還となりますので、御注意ください。

20万円以上200万円以下

必須 事業着手予定日

2026-09-30

必須 事業完了予定日

2026-11-30

※事業着手とは、相手方（設置工事業者やメーカー）との契約締結行為又は機器の発注行為を指します。

※必ず交付決定の日から30日以内、かつ、事業完了が令和10年1月31日（月）までに

実施してください。交付決定を通知する前に実施したものについては、補助金の交付対象とはなりません。

添付資料

事業着手は交付決定後かつ交付決定の日から30日以内に行ってください。
審査期間は、必要書類が揃ってから10営業日程度要するため、余裕をもった事業実施期間としてください。

※製造年がわかる書類が別途必要な場合は「その他必要と認める書類」にアップロードしてください。

必須 事業所・集会所の位置図

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf/jpg/jpeg/png/heicファイルのみアップロード可能。

必須 設置個所の平面図

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf/jpg/jpeg/png/heicファイルのみアップロード可能。

必須 採用見積書

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf/jpg/jpeg/png/heicファイルのみアップロード可能。

必須 相見積書

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf/jpg/jpeg/png/heicファイルのみアップロード可能。

その他必要と認める書類

ファイルを選択

最大10MB

ファイルは複数添付できます。pdf/jpg/jpeg/png/heicファイルのみアップロード可能。

項目に応じた必要書類を添付してください。
資料が複数ある場合は、すべての資料を添付してください。
ファイルは複数添付可能です。

【交付申請】新規申請(委任者)

委任情報

委任者

☒ 委任します

本補助金の申請を委任する場合、「委任します」にチェックをいれてください。
委任される場合、委任者情報をすべて入力してください。
委任されない場合は委任者情報は入力不要です。

必須 委任状

☒ 私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該交付申請手続について、以下の者を代理人と定め、手続を委任します。

必須 代理申請事業者名

株式会社 委任事業者名

必須 委任先_担当者氏名

委任 太郎

必須 委任先_所在地

京都府京都市下京区富永町338京阪四条河原町ビル7階

必須 委任先_電話番号

075-123-4567

ハイフンありで登録してください。なお固定電話の場合、市外局番地から登録してください。

【交付申請】新規申請(誓約事項)

誓約事項

必須 誓約事項

誓約事項をよくお読みいただき、誓約いただける場合チェックをいれてください。
誓約いただけない場合、本補助金の申請はできません。

☒ 交付規程第3条を満たしていること。

☒ 市税その他の租税を滞納していないこと。

☒ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

☒ 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。

☒ この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。

☒ 事業所・集会所の建物の所有者に、本事業実施による工事等の同意を得ていること。

☒ 本事業の実施場所は、居住の用に供する場所ではないこと。

✓ 確認

すべての申請情報を正しく入力しましたら、確認ボタンを押してください。
確認ボタンを押しても申請は完了しません。

◀ 戻る

✓ 回答

確認ボタンを押下後、入力や添付に不備があればエラー内容が表示されますので、ご確認のうえ対応をしていただき、再度確認ボタンを押下してください。入力や添付に不備がなければ、申請内容の確認画面に移行します。申請内容に問題がなければ「回答」ボタンを押してください。回答ボタンを押下し、画面が移行したら交付申請の提出が完了です。

【交付申請】新規申請(交付申請書の提出の確認)

回答ボタンを押下後、提出完了画面となります。

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）

ご登録いただいた連絡先メールアドレス宛に自動配信メールをお送りしました。

届いていない方は京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局までお問合せください。

【問合せ先】

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局

電話番号：075-275-3056

メール：kyoto-chusho-eco@bsec.jp

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

申請状況を表示

連絡先メールアドレス宛に、申請受付完了のメールが届きます。

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）の交付申請／実績報告を受け付けました

このメッセージは、システムより自動送信されています。
返信は受付けておりません。

中小 太郎 様

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金（令和8年度7月補正予算事業）の交付申請／実績報告を受け付けました。

【ご案内】

審査状況については、個別の通知等はいりません。

以下の日数を目安に電子申請フォーム（マイページ）のステータスでご確認ください。

・申請書類に不足がある場合は、提出日の翌日から起算して3営業日以内に電子申請フォームの連絡板（事務局からのメッセージ）のコメントを更新いたします。
不足書類の修正は、1週間以内を目途にご提出ください。

・不足書類の提出により申請書類一式がそろった後、申請内容に不備が確認された場合は、不足書類の提出日の翌日から起算して7営業日以内に電子申請フォームの連絡板（事務局からのメッセージ）のコメントを更新いたします。
不備書類の修正は、1週間以内を目途にご提出ください。

【必ずご確認ください】

受付は先着順です。申請書が事務局に到着した時刻をもって順序を決定しますので、ご注意ください。

上限到達後に申請フォームを送信された場合は補助対象外となります。

受付終了後は、いかなる理由においても申請を受け付けることはできませんので、予めご了承ください。

ホームページに掲載している補助金の執行状況は概算であり、補助金の交付を保証するものではありません。

申請状況は下記URLよりご確認ください。

<https://6c22e30a.viewer.kintoneapp.com/public/b91520e5c288872b94594b79c741f16f64ac6fd21de1e6d42b39b037f4ca8167>

ご質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

※本メールにお心当たりのない場合は、お手数ですが下記メール宛に返信いただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局

電話番号：075-275-3056

メール：kyoto-chusho-eco@bsec.jp

受付時間：午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）

交付申請書(第1号様式)

書面申請

※原則オンライン申請です。オンライン申請方法は13ページからご確認ください。

第1号様式(第5条関係)

申請日を記入して下さい。

2026年 8月 28日

(宛先) 京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金事務局 御
中

京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金交付申請書
(令和8年度7月補正予算事業)

京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金交付規程第5条の規定により、以下の

ビルやテナント等建物内にある場合、建物名や
階数、部屋番号まで記入ください。

1 申請者の情報

ふりがな	かぶしがいいしやきょうとしてすと
申請者名	株式会社京都市テスト
所在地 ※本社・本店所在地	〒600-8023 京都市下京区富永町338 京阪四条河原町ビル7階 TEL (075-275-3056)
資本金または出資金の額 ※自治会等については記載不要	5,000,000 千円
従業員数 ※営業所等を含めた総人数を記載してください。 ※自治会等については記載不要	50人
具体的な業種を記載ください。 例)小売業 飲食店	各種商品小売業
担当者名 ※審査内容について連絡する場合があります。連絡が付きやすい情報を記載してください。	(TEL) 090-1234-5678 (メールアドレス) kyoto-chusho-eco@bsec.jp (担当者名) 京都市 テスト

事業所の固定番号を推奨しています。

単位にご注意ください。

・無しの場合でも数字(0以上の自然数)のみ記入ください。
・自治会等は0で構いません。

本社・支店・営業所を含めた総人数を記入ください。

2 本事業を実施する事業所等の情報

委任される場合、申請者(委任元)の電話番号、メールアドレス等を入力してください。

<事業所等①>

事業所等の名称	株式会社京都市テスト 京都支店
所在地	〒600-8023 京都市下京区富永町338 京阪四条河原町ビル7階

<事業所等②>

事業所等の名称	
所在地	〒

設置場所が2か所以上の場合、
追加枠に記入下さい。

本事業を実施する場所すべてを記入ください。
申請者所在地と同じ場合、再度同じ内容を記入ください。
補助対象者が所有する市内の複数の事業所での事業を申請する場合、申請は一括で行っていただく必要があります。

所在地	京都市
-----	-----

※申請する事業所等が4つ以上ある場合、適宜記入欄を追加してください。

交付申請書(第1号様式)

設備の導入について記入ください。
複数の設備を導入する場合、事業全体の設備情報を記入してください。

事業全体	
予定日	事業着手日 2026 年 9 月 30 日
	事業完了日 2026 年 11 月 30 日

- ☒ 空調設備
☒ 照明機器
☒ 給湯設備

事業着手は交付決定後かつ交付決定の日から30日以内に行ってください。
審査期間は、必要書類が揃ってから10営業日程度要するため、余裕をもった事業実施期間としてください。

4 補助金交付申請額

(200,000円≤) 総額 2,000,000 円 (≤2,000,000円)
※補助対象経費(税抜価格)×1/3で算出してください。

補助対象経費(税抜価格)×1/3で算出した補助金額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨ててください。審査によって補助金交付額が変動する場合があります。

補助対象経費計	総額 10,000,000,000 円 (税抜価格)
---------	----------------------------

5 添付

補助対象外経費を除いた補助対象経費の合計額を入力してください。
複数設備を導入する場合、すべての事業(設備)の補助対象額の合計額を記入してください。

- ☒ 事業計画書
☒ 補助対象工事を行う部屋及び既存・新設機器の設置箇所がわかる平面図
☒ 見積書 (必要あり)
☒ 機器表 (複数設備を導入する場合、すべての事業(設備)の必要書類を提出してください。
☒ 仕様の分かるカタログ等の写真
☒ 補助対象事業着工前の写真
☒ その他必要と認める書類 (その他書類)

その他書類添付がある場合は、内容を記載ください。

6 委任状

私は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程第15条に基づき、当該手続について、以下の者を代理申請事業者と定め、委任します。

代理申請事業者名	株式会社委任事業者名
担当者氏名	委任 太郎
所在地	京都府京都市下京区富永町 338 京阪四条河原町ビル 7 階
電話番号	075-123-5678
メールアドレス	kyoto-chusho-eco@bsec.jp

※手続
理
合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

本補助金の申請を委任する場合、委任者情報をすべて記入してください。
委任されない場合は委任者情報は記入不要です。

交付申請書(第1号様式)

誓約事項をよくお読みいただき、誓約いただける場合チェックをいれてください。
誓約いただけない場合、本補助金の申請はできません。

7 誓約事項（誓約いただける場合、□にチェックを入れてください。）

☒ 次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 交付規程第3条を満たしていること。
- (2) 市税その他の租税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- (5) この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- (6) 事業所の建物の所有者に、本事業実施による工事等の同意を得ていること。
- (7) 本事業の実施場所は、居住の用に供する場所ではないこと。